

# 新規開業・創業支援事業

## 石狩市特定創業支援事業

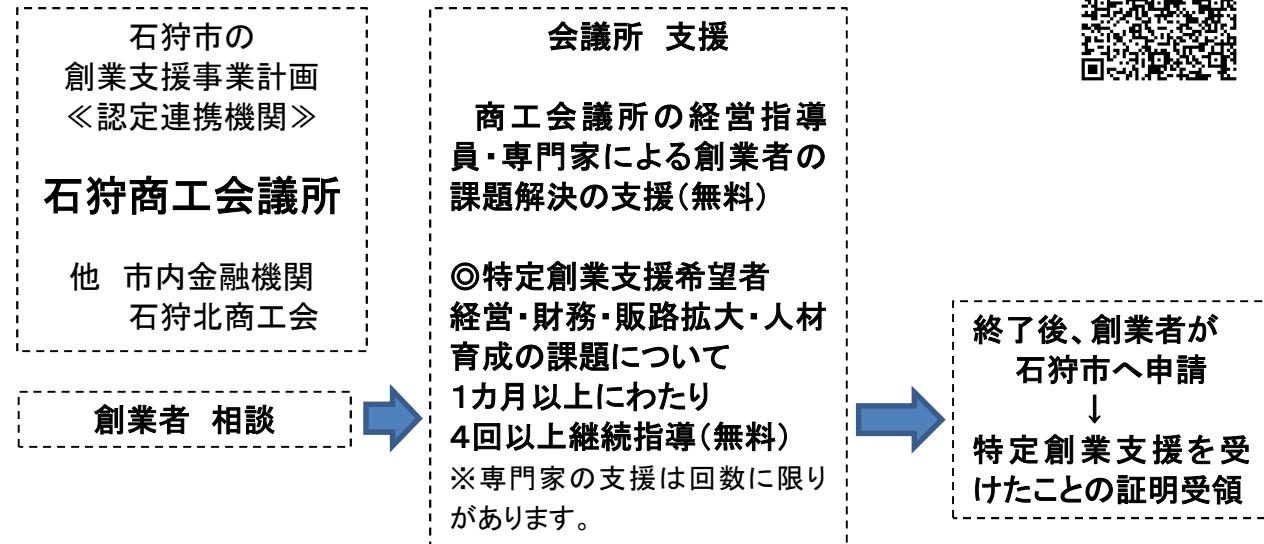
石狩商工会議所では、「産業競争力強化法・創業支援事業計画」認定の石狩市から、「認定連携創業支援事業者」に指定されており、創業者の皆様に対する相談事業として経営指導員・専門家による支援事業を実施しています。

主な内容は、創業者の現状に応じた経営・財務・販路開拓・人材育成等の起業に必要なノウハウの情報提供など、創業希望者や創業後5年以内の方に対する支援事業(特定創業支援事業)となっております。

原則として、1ヶ月以上にわたり4回以上継続支援を受けられた創業者は、石狩市に証明書の申請を行い、証明を受けることにより、創業等の際には下記の支援を受けることができます。

- 株式会社等設立時の法人登録免許税の軽減
- 創業関連保証の特例
- 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

■詳しくは、石狩市ホームページ、または石狩市産業振興部商工労働課  
(TEL0133-72-3166)へお問合せください。



創業支援に関する お問い合わせ

石狩商工会議所 中小企業相談所

TEL 0133-72-2111

FAX 0133-72-2577  
〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地



<https://www.ishikari-cci.or.jp>